

大分県報

平成二十八年
第二八〇〇号
七月二十九日

（金曜日）

目次

告示

- 大分県税条例の規定による県税の申告等の期限の指定……………一
- 指定希少野生動物植物の指定……………一
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………一
- 指定予定保安林……………二
- 公 告……………二
- 採石業務管理者試験の実施……………二

○告示

大分県告示第四百二十九号

大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号。以下「条例」という。）第十二条第二項の規定により、平成二十八年五月二日付け大分県告示第二百八十二号において別途告示で定めることとされている期日は、その期限が平成二十八年四月十四日から同年八月三十日までの間に到来するもの（条例第二十一条第一項第三号及び第四号の規定により課する法人の県民税、同項第五号の規定により課する利子割、同項第六号の規定により課する配当割、同項第七号の規定により課する株式譲渡所得割、条例第三十五条第一項の規定により課する法人の事業税、条例第三十五条の十一の規定により課する地方消費税並びに条例第三十七条及び大分県税条例の一部を改正する条例（平成二十七年大分県条例第三十号）附則第八項の規定により課する県たばこ税を除く。）について、平成二十八年八月三十一日とする。

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第四百三十号

大分県知事 広 瀬 勝 貞

平成二十八年七月二十九日

大分県報（告示）

一

大分県希少野生動物植物の保護に関する条例（平成十八年大分県条例第十四号）第九条第一項の規定により、次のとおり希少野生動物植物を指定する。

平成二十八年七月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定希少野生動物植物

- フクジュソウ（キンポウゲ科）
- オキナグサ（キンポウゲ科）
- オオイタシロギセル（キセルガイ科）
- ハブタエムシオイ（ムシオイガイ科）

附則

この告示は、平成二十八年十一月一日から施行する。

大分県告示第四百三十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十八年七月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 変更申請のあった年月日
平成二十八年七月八日
- 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 あいネットワーク大分
代表者の氏名
園 田 重 延
- 主たる事務所の所在地
大分市東大道二丁目四番十号
- 定款に記載された目的
この法人は、大分県内に住む知的障害のある人（以下、障害者と称す）とその保護者たちが中心となり、障害者に対しての地域の中での日常生活支援及び人権問題の取り組みに関する事業を行い、将来的に安心して暮らせる地域社会の構築に寄与することを目的とする。
- 定款変更の内容
役員に関する事項の変更

会議に関する事項の変更
資産に関する事項の変更
会計に関する事項の変更
定款の変更に関する事項の変更

大分県告示第四百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

平成二十八年七月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

中津市耶馬溪町大字金吉字上切三四四番（次の図に示す部分に限る。）、三四九番

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○公 告

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三の規定により、次のとおり採石業務管理者試験を実施する。

平成二十八年七月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 試験日時

平成二十八年十月十四日（金曜日）午前十時から正午まで

二 試験場所

大分市高江西一丁目四三六一―一〇 大分県産業科学技術センター第一研修室

三 試験科目

採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号。以下「規則」という。）第八条の

八に規定する科目

四 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書（規則様式第九）

(二) 写真一葉（手札形とし、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

2 書類の受付期間及び受付時間

(一) 受付期間

平成二十八年九月一日から同月十六日まで。ただし、郵送により書類を提出する場合は、同日までの消印のあるもの限り受け付ける。

(二) 受付時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

3 書類の提出先

大分市大手町三丁目一番一号（郵便番号八七〇―八五〇一）

4 受験手数料

八千円の大分県収入証紙を受験願書の上部に貼り付けること。

5 その他

その他の詳細については、大分県商工労働部工業振興課に問い合わせること。